

7. 行政の実施主体

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 障害児施設についての実施主体

- ・ 現在、障害児施設の支給決定は都道府県（指定都市、児童相談所設置市）が行っているが、実施主体についてどのように考えるか。
 - ※ 通所、入所（措置）、入所（契約）それぞれについて、どのように考えるか。
 - ※ 一般施策や障害者施策との並びを考えれば市町村の関与が強い方が望ましいと考えられる。他方、障害児施設は数が少なく広域調整が必要なこと、専門的な判断の面等を考えれば都道府県の関与が必要と考えられるが、どのように考えるか。
 - ※ 更に、現在、児童養護施設への措置は都道府県が行っており、虐待等の場合でかつ障害児の場合の措置の判断について、一元的に行われるためには、どのように考えるか。

(2) 措置と契約について

- ・ 現在、障害児施設については、契約による利用を基本としつつ、虐待や養育拒否の場合等には措置によることとされているが、「措置」と「契約」について、どのように考えるか。
- ・ 措置による場合と契約による場合の判断について、各自治体により差が生じているという指摘があり、更なる明確化が必要ではないか。

7. 行政の実施主体

(参考資料)

障害児(者)施策の実施主体に関する議論の経過

平成元年

今後の社会福祉のあり方について (福祉関係三審議会合同企画分科会 意見具申)

社会福祉の運営、実施については、専門性、広域性、効率性等の観点について配慮しつつ、住民に最も密着した基礎的地方公共団体である市町村をその主体とすることが適当

- ① 身体障害者更生援護施設の入所措置の事務については、市町村で実施する方向で検討
 - ② 精神薄弱者福祉については、在宅福祉の推進等に関し市町村の機能の強化を進める必要
- ①については、平成5年、②については、平成15年に市町村に権限委譲

平成7年

障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略 (障害者対策推進本部)

- ・障害児・精神薄弱者施策において、市町村をサービスの決定・実施の主体とすることを検討
- ・精神障害者のための社会復帰施設や福祉施設等については、市町村の役割を高めていく方向で検討
- ・都道府県については、市町村に対する支援や市町村間の調整、精神医療の体制整備など広域性・専門性の高い分野の業務の充実を図る

平成9年

今後の障害保健福祉施策の在り方について (身体障害者福祉審議会等合同企画分科会 中間報告)

- ・福祉サービス決定権限については、障害児、精神薄弱者についても(身体障害者と同様)市町村に移譲すべき
- ・このためには、都道府県による支援や障害特性に応じた専門性の確保が必要
- ・精神障害者の施設サービスについて、市町村に委譲し、全ての種別の障害者の保健福祉サービスを市町村が実施することにより、総合的で調整のとれた障害者のサービスが提供されるようにすべき

→ 精神障害者の施設サービスについて、障害者自立支援法により、市町村に権限委譲(平成18年)



平成11年

今後の知的障害者・障害児施策の在り方について (中央児童福祉審議会)

住民に身近なサービスは、可能な限り住民に身近な地方公共団体を実施するという基本的な考え方によれば、障害児福祉サービスについても、住民に最も身近な行政主体である市町村が権限を持つことが望ましい。

<在宅サービス>

- ・ショートステイ
- ・補装具の交付
- ・日常生活用具給付等事業

を、既に実施している

- ・ホームヘルプサービス
- ・デイサービス

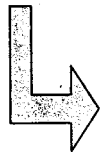
と併せて、市町村が统一的に在宅サービスを取り扱うこととする必要

<施設サービス>

・施設サービスについては、基本的考え方は在宅サービスと同様であるが、次のような点を勘案する必要があり、市町村に権限を委譲することについては、さらに検討する必要。

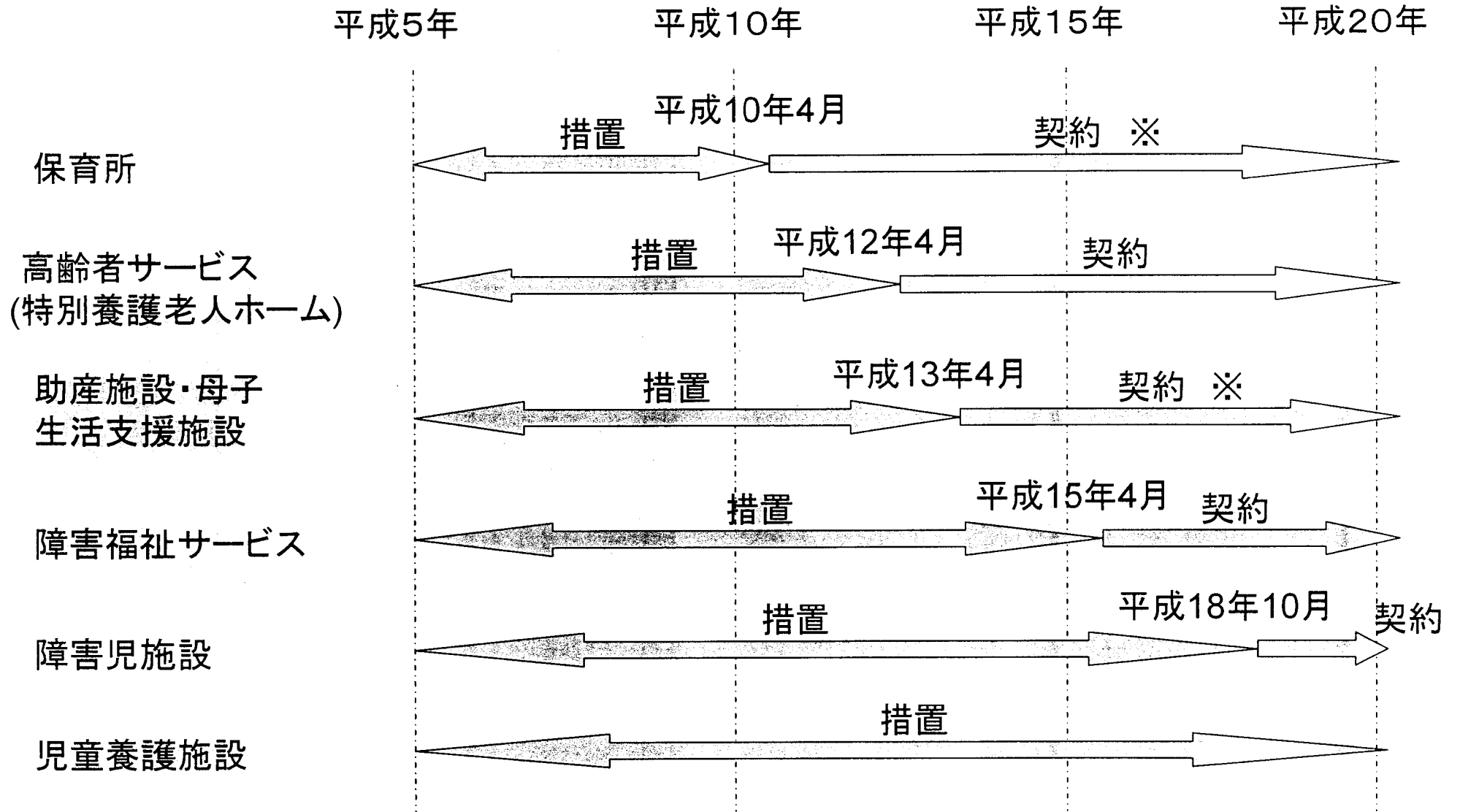
【勘案事項】

- ① 児童の発達を総合的な見地からフォローするため、障害児施設への入所については、特に、高度の専門的判断が必要。
- ② 被虐待等の要保護性を有する障害児の障害児施設への入所について、都道府県と市町村の間で、要保護性の有無をめぐる責任の所在が曖昧になる可能性。
- ③ 都道府県から市町村への移行の場合、定員払い方式(暫定定員払い方式)を現員払い方式にする必要。
→ 平成18年10月から日払い方式を導入。



平成15年
市町村へ委譲

措置と契約の変遷



措置と契約の取扱いについて

原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。(障害児施設給付費等の支給決定について(平成19年障発0322005号))

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

等の具体的事例

- ・ 親が養育拒否(親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合)をしている場合
- ・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与える判断された場合

障害児施設における措置と契約の割合

	措置	契約
知的障害児施設	34.3%	65.7%
第1種自閉症児施設	31.3%	68.7%
第2種自閉症児施設	6.6%	93.4%
盲児施設	65.2%	34.8%
ろうあ児施設	51.8%	48.2%
肢体不自由児施設	16.5%	83.5%
肢体不自由児療護施設	36.6%	63.4%
重症心身障害児施設	4.7%	95.3%

〈障害福祉課調べ(H19.10.1現在)〉

障害児施設における措置と契約の割合（18歳未満）

	措置	契約
知的障害児施設	57.9%	42.1%
第1種自閉症児施設	38.0%	62.0%
第2種自閉症児施設		
盲児施設	75.2%	24.8%
ろうあ児施設	55.4%	44.6%
肢体不自由児施設	17.5%	82.5%
肢体不自由児療護施設	67.4%	32.6%
重症心身障害児施設	9.4%	90.6%

〈前資料につき、18歳以上の数を推計した上で、全て契約とみなし作成。〉

障害児施設利用に係る「措置」と「契約」について

背景

- ◆ 障害の有無や年齢に関わらず、福祉サービスの利用を行政処分である「措置」から、原則、利用者と事業者の「契約」制度へと移行してきた。
- ◆ ただし、児童福祉施設に関しては、児童福祉法において、契約主体となるべき親が本来の責務を果たすことができないと児童相談所が判断した場合（例：①保護者が不在、②保護者が精神疾患等の理由による制限行為能力者等、③保護者による虐待等により契約が困難等）は、「措置」を適用することとしている。
- ◆ 「措置」か「契約」の適用については、個別の事例を十分に勘案し、子どもの最善の利益を考慮し、各児童相談所が総合的に判断し、実施されている。しかしながら、「措置」の判断に、各自治体により差が生じており、「障害児支援の見直し検討会」等においても、明確な基準作りを求める意見がある。

検討事項

- ◆ 障害児施設利用者に係る「措置」と「契約」の区分についての判断基準をより明確化するため、全国の児童相談所設置自治体に対して現状調査し、その上で、児童相談所、有識者等の関係者において分析を行い、判断基準（例「事例集」）を作成する。
 - (1) 児童相談所設置自治体に対して、障害児施設への措置についての「要項等」に関する調査
 - (2) 調査結果の分析
 - (3) 判断基準の検討
 - (4) 判断基準（例「事例集」）を全国自治体に配布